

和 職 第 7 9 号
令和7年9月24日

和光市特別職報酬等審議会会長 様

和光市長 柴崎 光子

特別職の報酬等について（諮問）

和光市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料についてご審議いただきたいので、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 市議会議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

2 諮問理由

和光市の市議会議員及び特別職の報酬等については、県内他市等と比較して低額であることに加え、現在の市政の状況、社会情勢及び近隣自治体の状況等を踏まえ、報酬・給料の額について改めて検討する必要があることから、現状の水準について、貴審議会の意見を求めます。

3 答申の期限

令和7年11月中旬までに答申をいただければ幸いです。